

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○有害興行の指定…………… (生活文化・青少年室)	1
○土地改良法による道営換地処分…………… (農地調整課)	1
○国土調査の成果の認証…………… (農地調整課)	1
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	1
○宅地建物取引業法による免許の取消し…………… (建築指導課)	2
○第一種市街地再開発事業に係る再開発会社の施行の認可…………… (建築指導課)	2
○道路の区域の変更…………… (道路整備課)	3
○道路の供用の開始…………… (道路整備課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課)	3
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行…………… (都市環境課)	4
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	4
○一般競争入札の実施…………… (物品管理課)	4
道原子力環境センター告示	
○一般競争入札の実施……………	5
道網走土木現業所告示	
○一般競争入札の実施……………	6
道教育庁上川教育局告示	
○一般競争入札の実施……………	7
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	8
道警察本部告示	
○一般競争入札の資格に関する公示……………	10
○一般競争入札の実施……………	10
告 示	
北海道告示第2041号	

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映 画	憧れの家庭教師 汚された純白	オーピー映画	全部 } 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	鈴の音の誘い	同	
同	禁断姉妹 女肉のぬくもり	同	
同	六本木練金の帝王 カポネ	シネマハウト	

北海道告示第2042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9号の規定により、東川町東雲地区の換地処分をした。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2043号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、天塩郡幌延町字浜里の一部における国土調査の成果（地籍図・地籍簿）を認証した。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2044号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を穂別町の掲示板に掲示する。その要旨は、平成15年11月14日北海道告示第1967号のとおりである。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者
勇払郡穂別町（国有林）所在の森林について鉱業権を有する長和炭鉱株式会社及び興和鉱業株式会社

北海道告示第2045号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

育てよう一人一人の
人権意識
身近なところから人権を
考えてみませんか

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 旭川市東旭川町瑞穂741の1・742の1・742の9・
の所在場所 939の1（以上4筆について次の図に示す部分に限
る。）、741の10、742の4、742の5、742の10、942
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東旭川町瑞穂742の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市豊岡1（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊岡1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2046号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 住 所 函館市富岡町3丁目22番5ー701号
(2) 商号又は名称 株式会社 道商
(3) 代表者氏名 道免 賢一
(4) 免許証番号 北海道知事渡島(11)第135号
- 2(1) 住 所 函館市富岡町3丁目22番5号
(2) 商号又は名称 株式会社 タウンホームズ道商
(3) 代表者氏名 道免 賢一
(4) 免許証番号 北海道知事渡島(1)第1002号

北海道告示第2047号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る再開発会社の施行について認可した。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 市街地再開発事業の種類及び名称 富良野駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 再開発会社の名称 富良野駅前再開発株式会社
- 3 事務所の所在地 富良野市朝日町2番10号
- 4 施行認可の年月日 平成15年11月19日
- 5 事業施行期間 平成15年11月19日から平成19年12月31日まで
- 6 施行地区 本事業は、都市再開発法第118条の31第1項の規定に基づき、
富良野駅前地区土地区画整理事業の仮換地7街区1画地及び7
街区2画地において実施するものである。
施行地区（仮換地7街区1画地及び7街区2画地）の所在地
は、富良野市朝日町636番、881番、1373番1、1373番2、1373
番3、1373番4、1373番5、1373番6、1373番7、1901番12、
1901番29の一部、1901番30の一部、1901番31の一部、1901番33、
1901番34、1901番35、1901番68、1901番74、1901番75、1901番
76、1901番77の一部、1901番78、1901番79、1903番16の一部、

		1903番17の一部、11253番の一部である。						後	12.00mから 17.00mまで	185.77m	—		
		なお、仮換地7街区1画地及び7街区2画地に対応する従前宅地の所在地は、富良野市朝日町11253番、1901番35、2357番8である。				八 雲 北 松 山 線 北海道函館土木現業所		前	8.40mから 30.65mまで	1,715.61m	一般国道229号 重複18.35m		
7 事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、平成15年度は、平成15年11月19日から平成16年3月31日までとする。							後	11.40mから 34.89mまで	1,715.61m	一般国道229号 重複18.35m		
8 公 告 の 方 法	この事業の公告は、事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。					釧路 鶴居 弟子屈 線 北海道釧路土木現業所		前	22.00mから 34.14mまで	598.50m	一般国道38号重 複L＝21.48m		
9 権利変換を希望しない旨の申出をすることが できる期限	平成15年12月31日								釧路市喜多町14番2地先から 釧路市宝町10番2地先まで	前	22.00mから 23.81mまで	180.82m	—
									釧路市喜多町14番2地先から 釧路市新富士町1丁目2番13地先 まで	後	22.00mから 34.14mまで	598.50m	一般国道38号重 複L＝21.48m
									釧路市喜多町14番2地先から 釧路市新富士町1丁目2番13地先 まで	後	22.00mから 34.14mまで	598.50m	一般国道38号重 複L＝21.48m

北海道告示第2048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
夕 張 岩 見 沢 線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字西万字1番1地先から空知郡栗沢町字西万字1番1地先まで	前	27.59mから 33.55mまで	72.00m	—
		後	33.55mから 47.30mまで	72.00m	—
野 塚 婦 美 線 北海道小樽土木現業所	積丹郡積丹町大字日司町331番地先から積丹郡積丹町大字入舸町50番1地先まで	前	9.50mから 45.00mまで	1,230.00m	—
		前	9.50mから 81.00mまで	1,143.00m	—
		後	9.50mから 45.00mまで	1,230.00m	—
		後	9.50mから 81.00mまで	1,143.00m	—
乙 部 厚 沢 部 線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字鯨川町604番地先から檜山郡江差町字鯨川町609番地先まで	前	12.00mから 17.00mまで	185.77m	—
		前	9.00mから 17.00mまで	207.68m	—

北海道告示第2049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 大沼公園鹿部線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字東大沼179番1地先から 亀田郡七飯町字東大沼83番1地先まで	平成15.12. 2
道道 知床公園羅臼線 北海道釧路土木現業所	目梨郡羅臼町岬町1番地先から 目梨郡羅臼町岬町417番地先まで	同 15.12. 9 午前11時

北海道告示第2050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上士別ビバカルウシ線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町字剣淵原野4243番6地先から上川郡剣淵町字剣淵原野4244番2地先まで		前	14.50mから30.00mまで	1,356.00m	—
			前	22.00mから54.00mまで	1,340.00m	—
			後	22.00mから54.00mまで	1,340.00m	—
ホロカヤントー線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字生花176番2地先から広尾郡大樹町字生花181番1地先まで		前	12.50mから23.70mまで	573.59m	—
			前	19.20mから43.20mまで	496.59m	—
			後	19.20mから43.20mまで	496.59m	—

北海道告示第2051号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|---------------|----------------------------|
| 1 | 都市計画事業の種類及び名称 | 夕張都市計画道路事業（3・4・3号千代田丁未線） |
| 2 | 施 行 者 の 名 称 | 北海道 |
| 3 | 事務所の所在地及び名称 | 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所 |
| 4 | 事業地の所在 | |
| (1) | 収 用 の 部 分 | 夕張市昭和、旭町、本町1丁目、住初及び杜光地内 |
| (2) | 使 用 の 部 分 | なし |

北海道告示第2052号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年12月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|--|
| 2 | 売りさばき人の項北海道行政書士会札幌支部の事項中「同 中央西出張所」を「同 中央東出張所」に改める。 |
|---|--|

北海道告示第2053号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

- 平成15年12月2日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
ア 机用木製補助天板 116枚
イ 脇机用木製補助天板 103枚
 - 納 入 期 限 平成16年2月27日
 - 納 入 場 所 別途指示する場所
 - 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
 - 入札執行の場所及び日時
 - 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室
 - 入 札 日 時 平成15年12月16日 午後4時
 - 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - 開 札 日 時 (2)に同じ。
 - 入 札 保 証 金
 - 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
 - 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
 - 入札説明書の交付に関する事項
 - 交 付 場 所 3に同じ。
 - 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 - 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - 契約書作成の要否

要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年12月15日 正午 (2) 提出場所 3に同じ。 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道出納局物品管理課 イ 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 32－288 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。 (3) 納入期限 平成16年3月31日（水） (4) 納入場所 北海道原子力環境センター 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (4) 広報展示室及びそれに類似する施設の企画及び制作等の事業を営んでいること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年12月2日から12日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課 4 契約条項を示す場所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター2階大研修室 (2) 入札日時 平成15年12月25日 午後2時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
道原子力環境センター告示 北海道原子力環境センター告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年12月2日 北海道原子力環境センター所長 藤澤理樹 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 広報展示室にて映像送出装置として使用するパソコン、ソフトウェア、周辺機器等一式	

7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等による入札及び電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道原子力環境センター総務課 イ 所 在 地 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 電話番号 0135－74－3131 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	平成15年12月2日 北海道網走土木現業所長 内 山 清 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 <table><tr><td>パーソナルコンピュータ等</td><td>一式（1月当たりの単価）</td></tr><tr><td>ノートパソコン</td><td>94台</td></tr><tr><td>プリンタ（大）</td><td>12台</td></tr><tr><td>プリンタ（小）</td><td>3台</td></tr></table> (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年2月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なサポート及びアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階1号会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年12月16日（火）午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否	パーソナルコンピュータ等	一式（1月当たりの単価）	ノートパソコン	94台	プリンタ（大）	12台	プリンタ（小）	3台
パーソナルコンピュータ等	一式（1月当たりの単価）								
ノートパソコン	94台								
プリンタ（大）	12台								
プリンタ（小）	3台								
道網走土木現業所告示									
北海道網走土木現業所告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。									

要 9 入札参加者申込書の提出 入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年12月11日 (2) 提出場所 3に同じ。 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 093－8670 網走市北7条西3丁目 電話番号 0152－44－7171 内線 4114 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	(1) 調達をする物品等の名称及び数量 C A Dシステム一式 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期限 平成16年3月19日（金） (4) 納入場所 北海道旭川工業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年12月2日から16日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階302会議室 (2) 入札日時 平成16年1月20日（火）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
道教育庁上川教育局告示	
北海道教育庁上川教育局告示第15号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年12月2日 北海道教育庁上川教育局長 金 丸 浩 一 1 入札に付する事項	

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等又は電報による入札 (1) 郵便等による入札は、認める（ただし、平成16年1月19日必着）。 (2) 電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166－46－5111 内線 3118 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁十勝教育局告示
北海道教育庁十勝教育局告示第10号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年12月2日 北海道教育庁十勝教育局長 河 野 憲 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入 ア 健康教育用機械・機具類 トレーニング機器ほか17品目 45点 イ 情報処理用機器類 パーソナルコンピュータ、会計ソフトほか20品目 577点 ウ 学校用家具・事務用機器類 机、椅子、テレビほか17品目 716点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成16年3月31日（水） (4) 納 入 場 所 ア 北海道池田高等学校 イ・ウ 北海道帯広農業高等学校及び北海道池田高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年12月2日（火）から17日（水）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 ア 平成15年12月26日（金）午前9時30分 イ 同 午前11時 ウ 同 午後1時30分 （送付による場合は、平成15年12月25日必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めによるところによる。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成15年北海道教育庁十勝教育局告示第8号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他	(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-24-3111 内線 3117 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : (a) Healthy education machine apparatus and others (17 items, 45 units) (b) Information processing apparatus and others (20 items, 577 units) (c) School's furniture, office machines and others (17 items, 716 units) B. Bid tendering date and time : (a) 9:30 A. M., December 26, 2003 (b) 11:00 A. M., December 26, 2003 (c) 1:30 P. M., December 26, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than December 25) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan
---	--

Phone : 0155-24-3111 Extension 3117

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月2日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年12月2日に一般競争入札の公告を行う交通違反原票入力オーシーアール化システム開発業務委託契約
- (2) 資 格 交通違反原票入力オーシーアール化システム開発業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 交通違反原票入力オーシーアール化システム開発業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示17号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 道内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年12月2日から12日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請

を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期限及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第165号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月2日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称及び数量 交通違反原票入力オーシーアール化システム開発業務 一式
- (2) 調達する役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成16年3月18日まで
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第164号に規定する交通違反原票入力オーシーアール化システム開発業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年12月22日 午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。
-

